様式第11号（第9条関係）

年　　月　　日

様　　香川県丸亀市長

介護保険　要介護認定・要支援認定取消通知書

年　　月　　日に行われた要介護認定・要支援認定を介護認定審査会の審査に従い取り消します。

被保険者番号											被保険者氏名	

取消年月日	年　　月　　日

取消理由	

お問い合わせ先
丸亀市役所　　課

不服申立て及び取消訴訟

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヵ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヵ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。